

令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令和5年度決算額 【うち社会保障財源化分】
 地方消費税交付金 165,485 千円 91,735 千円
(単位：千円)

事業名		事業費	うち一般財源	
			() は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	418,246	175,087	(31,189)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	129,034	59,623	(11,008)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	153,853	44,779	(8,256)
小 計		701,133	279,489	(50,453)
社会保険	国民健康保険	51,098	22,820	(3,669)
	介護保険	100,656	95,526	(18,350)
	後期高齢者医療	85,270	72,452	(12,842)
小 計		237,024	190,798	(34,861)
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	39,347	15,363	(2,752)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	27,387	22,386	(3,669)
小 計		66,734	37,749	(6,421)
合 計		1,004,891	508,036	(91,735)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。